

小川町下水道事業下水道使用料漏水減免措置要綱

（平成30年3月27日）
告示第42号

（趣旨）

第1条 この告示は、小川町下水道条例施行規則（平成10年規則第30号。以下「規則」という。）第26条第1項第3号に規定する下水道使用料の減免のうち、水道水の漏水による使用料の減免（以下「漏水減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（減免の対象）

第2条 漏水減免は、地中埋設部、床下、壁面内部等、通常の管理状態では発見が困難と認められる給水装置からの漏水とし、漏水発覚後速やかに修理を行った場合とする。

2 漏水減免の対象期間は、漏水に起因して使用水量が最も増加したと認められる1期分（申請日より過去1年以内のものに限る）の下水道使用料のみとし、継続してこれを適用しないものとする。

（減免の対象外）

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず減免の対象としないものとする。

- (1) 減免を受けようとする下水道使用者に、納期限を経過した未納下水道使用料があるとき。
- (2) 下水道使用者又は第三者の故意又は過失があると認められる漏水のとき。
- (3) 漏水が確認され、漏水修理を指摘されたにもかかわらず、修理を故意に引き延ばし、又は怠ったとき。
- (4) 小川町指定給水装置工事事業者以外の者が漏水修理を行ったとき。
- (5) 蛇口、水栓便器（ボールタップ等の水位調整器具を含む）、給湯器等の給水器具の故障による漏水のとき。
- (5) 明らかに下水道に流入していると認められるとき。
- (6) 漏水減免の決定から1年を経過せずに再度確認された漏水のとき。

（減免の申請）

第4条 減免を受けようとする者は、下水道使用料等減免申請書（規則様式第19号）に次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

- (1) 漏水修理完了報告書（様式第1号）

(2) 工事実施が確認できる領収書の写し

2 水道料金等減免申請を併せて行う場合、前項第1号に規定する書類は写しでも認めるものとする。

3 水道料金等減免申請を行わず、下水道使用料等減免申請のみ行う場合は、修理前後の工事写真を提出するものとする。

(減免の決定)

第5条 町長は、下水道使用料等減免申請書を受理したときは、申請内容を審査の上、減免の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による減免の可否を決定したときは、下水道使用料等減免決定通知書(規則様式第20号)により申請者に通知するものとする。

(漏水減免の水量計算)

第6条 減免の対象となった期の使用水量から、漏水が始まったと推定される月の前6期の使用水量の平均の水量を減じて得た値(1立方メートル未満四捨五入)を漏水量とする。ただし、使用状況に著しい変化がある場合、長期間の漏水の場合又は使用開始後間もない場合には、減免の対象となった期の使用水量から、漏水修理完了後の漏水期間を含まない期の使用水量を減じて得た値を漏水量とする。

2 前項前段に規定する「漏水が始まったと推定される月の前6期の使用水量の平均の水量」又は同項ただし書に規定する「漏水修理完了後の漏水期間を含まない期の使用水量」が基本水量以下の場合、それぞれの水量は基本水量とみなすものとする。

3 第1項の規定により算出した漏水量の全量(1立方メートル未満四捨五入)を減免水量とし、減免対象となった期の使用水量から減免水量を減じて得た値を減免後請求水量とする。

(下水道使用料の充当)

第7条 減免の決定を受ける前に、減免前の下水道使用料を納付している場合には、減免後の下水道使用料との差額について、未収金又は次期以降の下水道使用料に充当できるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。